



成二十三年度の調査におきましては、正確な数値を報告するよう地方自治体に改めて周知徹底をいたしたところでございます。その結果が反映されたものというふうに承知をいたしております。

○三宅委員 ありがとうございます。

今、城井政務官から一部のお話がありましたが、私が把握している限りでは大変多くの自治体というふうに思っております。それでなければこれほどの数字の増加はないのではないかと、うふううに思っております。

十年で、単純に計算して大変な人数となるわけで、逆にこれまで把握されていなかった子どもたち、この対応をしっかりとやっていただきたいというふううに思っておりますが、お答えをお聞かせください。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

十年でという御指摘がございましたけれども、今の調査方法は一年一年で見ているので、ちょうど今の千百名余りというところがどのように推移してきたかというのは、過去の分を見ながら、その年ごとの数字だということを御理解いただければと思います。

その上で、先ほど申しましたように、いわゆる計上方法の適正化という点で通知をいたしまして、その点改善をいたしているところに加えて、現在、その把握にあわせて、児童生徒の教育を適切に行うために、学校や教育委員会が民生委員や児童相談所と連携をして情報共有することなどにより対応していただくよう、文部科学省といたしまして、本年の四月の通知によりまして、各都道府県教育委員会等に指導をいたしているところでございます。

引き続き、各種会議でありますとか、あるいは本年七月にも、文部科学省のホームページ上で開設いたしました小中学校への就学ページなど、あらゆる機会を活用して教育委員会等に徹底を図ってまいりたいというふうに思います。

○三宅委員 どうもありがとうございます。

私もその点は大変違和感を持っておりまして、

東京が二百人、大阪が百五十三人という中で、全くゼロという都道府県がまだあることは御承知おきのとおりでございます。来年はさらに詳しいデータが出てくることを期待申し上げます。

また一方で、日本は申請主義なので、家で出産しようが、病院で出産しようが、出生届が出ない限り捕捉できないという問題があるわけでございます。これは、死亡届においての所在不明高齢者の問題につきましてもそうでございました。

そうすると、出生届が出ない限り捕捉できないという問題があるわけでございますけれども、生まれた後の子どもの安否確認はこの機関がどのように責任を持つてやっていこうとお考えでしょうか。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

先ほど議員御指摘のものも含めまして、所在が不明になってくる子どもたちの把握につきましては今に始まった問題ではありません。私も今回の対応をいたしますときに調べましたら、一番古いもので昭和の三十年に出ている次官通知あたりで、文部省、それから厚生省、労働省あたりが提携をして取り組みを行っているということでございます。

ですので、どこの省がというよりも、そうした特に関係をしている省庁が中心になりながら一つ一つ丁寧に見ていくことが大事だ、特に、これまでの把握が足りなかつた部分の原因がどこか、過去からある問題ではあるけれども、古いながら現在もある新しい問題であるという認識でもって取り組ませていただきたいというふううに存じます。

○三宅委員 ありがとうございます。

病院、警察当局と連携するなど、また、母子手帳の活用を図るなど、安否確認をすることはお考えいただけますでしょうか。

○城井大臣政務官 お答えを申し上げます。

文部科学省としての、行政の範囲内で行える限りの努力をさせていただきたいと思っております。

○三宅委員 城井政務官、お時間でいらっしゃるということですので、どうもありがとうございます。次の質問に移らせていただきます。

国立精神・神経医療研究センターの調査によりまして、皆様のお手元にも資料を配らせていただきましたが、自閉症などと診断された就学前の子どもたちのおよそ二八％に何からの精神薬を投与しているという驚くべきデータがございます。これについての感想を厚生労働省の方からお聞かせください。

○岡田政府参考人 御指摘のとおり、国立精神・神経センターの医師の調査によりまして、発達障害を専門に診察する医師に対してアンケート調査を行ったところ、回答を得た医師の三割の方が小学校就学前の自閉症児に対して薬物療法を行ったことがあるというような報告があることは承知しております。

専門家に確認いたしますと、ADHD、注意欠陥多動性障害と言われる発達障害の方に対しては、子どもが安心して家庭や学校での生活を行うために、多動や不注意などの症状を軽減する目的で薬物療法を行うことがあるというようなことを聞いております。また、自閉症などの発達障害を持つ子どもさんの中には、非常に興奮しやすい状況になったりとか、感情の起伏が激しい状況になったりするような状況が生じることがあって、そうした場合に、感情の起伏とか興奮を抑えるために薬物を使用せざるを得ない状況があるというようなことを聞いております。

いずれにしても、この調査におきましても、安全で有効な、小児の自閉症に対する適切な薬物治療のあり方についてさらに研究が進められるというふううに聞いております。

それから、国立精神・神経医療研究センターにおきましては、小児科医とか児童精神科医を対象にして発達障害に対する医学的研修を計画的に実施している、その中で薬物療法を含めた医学知識や技術の普及啓発を行っているというふううに聞いて

ておりますので、こうした研究とか研修を支援することを通じて発達障害に対する支援を適切に進めていきたいというふううに考えているところでございます。

○三宅委員 今の段階では、効果があるかもしれない、しかしないかもしれない、そういった段階で、発達途中の、特に二歳以上のお子様、全く脳に影響がないのかどうかというところを私は大変心配をしております。

その観点から、安易な投与は今のところは慎重であるべきではないかと、うふううに考えておりますが、お答えください。

○岡田政府参考人 先ほど申しましたように、薬物療法の適切なあり方については、さらに医学面での研究が進められていく必要があるというふううに考えております。

ただ、この薬物治療は、障害に伴って子どもさんの情緒や行動にいろいろな問題が生じている、それにどう対応するかという観点から使われているというふううに聞いております。そういう意味では、むしろ、障害児を、地域の中で安心して暮らせるように、そういうふううに支えていく体制をどうつくっていくかということが非常に重要な課題だと我々は考えております。

昨年の末におきましては障害者自立支援法、それからことしの障害者基本法の改正におきましても、障害者の範囲に発達障害を明確に位置づけるということをされたところでありまして、厚生労働省といたしまして、そうした点を踏まえまして、地域での関係機関のネットワークづくりであるとか、発達遅延児の育児を経験したことがある母親による家族の支援とか、相談体制を充実していくとか、発達障害児に対する支援手法の開発普及、そうした支援を行う方々の養成、そういうようなものを通じて、地域で発達障害の方をしっかりと支えられるような体制づくりを今取り組んでいるところでございます。

○三宅委員 この問題は大変重要なことだと思っておりますので、引き続き注視をしていきたいと

いうふうに通じております。  
次は、ひきこもりの問題について取り上げたいというふうに通じております。

ひきこもりの方については、一説には七十万人から百万人、多いと三百万人とも昨今は言われております。現在、政府が把握されている数値がありましてお教えください。また、その調査方法につきましてもあわせてお教えいただけますと幸いです。

○蓮舫国務大臣 昨年の二月に、全国の十五歳から三十九歳の者を対象として、内閣府が調査を実施しました。この中で、狭義のひきこもりの推計値は二十三・六万人。この狭義のひきこもりというものは三パターンのありまして、ふだんは家にいるが近所のコンビニなどには出かける、この方が十五・三万人。自宅からは出るが家からは出ない、三・五万人。自宅からはほとんど出ない、四・七万人。これを合わせて二十三・六万人。ここにさらに、自分の趣味に関する用事の際だけ外出する、これは準ひきこもりと呼ばせていた、これです。これが四十六万人おられますので、この年代の広義のひきこもり、合わせますと、推計値は六十九・六万人に上っております。

○三宅委員 どうもありがとうございます。  
今後、何ら対策を講じなければ、この数はふえることはあってもなかなか減ることはないだろうなというふうには感じております。この人たちの多くは就労しないまま年齢を重ねていって、お世話している親御さんもお亡くなるわけがございます。そうしたときに、無年金、無保険となってしまう危険も大変あるというふうに通じておりますが、その際には当然大きな社会問題となるわけで、政府として、どのような事態を想定して、来るべき危機に対してどのような対策を考えていらっしゃいますでしょうか。蓮舫大臣、よろしくお願いします。

○山崎政府参考人 お答え申し上げます。  
御指摘のひきこもりにつきましては、御本人、御家族とともに、社会にとって大変大きな損失で

あるというふうに通じてございます。

したがって、大変しっかりとした対策が必要でございますが、特に大事と通じておりますのは、何と通じていても、やはり早期に御相談をしていただく、その上で専門的な機関での専門的な支援に早期につなげていく、これが大変大事であるというふうに通じております。

現在、地域の精神保健福祉センター等で相談、支援を行っておりますが、国におきましても、ひきこもり相談の研修を行って、専門家育成を図っております。

特に、平成二十一年度からは、都道府県及び指定都市にひきこもり地域支援センターという専門センターを置いてございまして、現在三十二自治体で三十四カ所が開設されてございまして、このセンターでございまして、まず、一次相談として相談を受けて、ひきこもりの方々についていろいろな専門機関につなげていくこと、さらには地域のネットワークづくりも実施してございまして、その上で、本年度からは、アウトリーチといましようか、家庭の方に訪問していくという相談も進めてございまして、

そういう形で、将来のことを考えますと大変いろいろな面で問題があると考えますので、まずは早期の御相談と専門機関へのつなぎといましようか、これをしっかりと進めてまいりたい、このように考えている次第でございまして。  
○三宅委員 ありがとうございます。  
関連して、文科省に質問いたします。  
ひきこもりが不登校の延長線上にあると以前は言われておりました。昨今は、リストラ等々あり、必ずしもそうではない部分もあるとはいえ、不登校段階での対策は非常に重要であることは変わりがない事実であるというふうに通じております。

現在、そのことに対してどのような対策をとられているのか、またその効果が上がっているのでしょうか。文科省にお尋ねします。

○徳久政府参考人 お答え申し上げます。

文部科学省の方で、児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査ということで、その調査の中に不登校の調査がございまして、

平成二十二年度、昨年度でございまして、不登校の児童生徒数、小中でございまして、全小で十一万四千九百人に上っております。引き続き教育上取り組むべき重要な課題であるというふうに通じているところでございまして。

このため、文部科学省におきましては、不登校児童生徒に対して、やはり学校で子どもたちの相談にのけるといふようなことが非常に大事でございまして、スクールカウンセラーとかスクールソーシャルワーカーを学校に配置することがございまして、また、やはり学校と家庭とが連携して取り組むということが大事でございまして、そのような学校の措置を促すような対策も講じているところでございまして。

効果という点がありましたので、効果につきましては、今申しました問題行動調査の中で、不登校の子どもが実際学校に行けるようになった、そういう子どもたちに効果があった学校の措置にどのような措置があるのかということについて、その調査でも調査しております。

その中で、登校を促すため、教員が電話をかけたたり迎えに行くというように、また、教員が家庭訪問を行うということ、また、スクールカウンセラーが専門的に指導に当たったということ、先ほど来申し上げております学校から家庭への働きかけとか教育相談体制の整備ということが項目の上位に上っているということで、その施策について一定の効果があったというふうに通じてございまして。

○三宅委員 どうもありがとうございます。

子どもが学校に行きたくないというのは本当に悲しいことだと思えます。本来は、学校というのは、私たちが子どものころは、楽しくて楽しくてしようがない、月曜日が来るのが待ち遠しい、そ

んな時代もございました。ぜひ不登校の原因を取り除いていただきたいということをお願い申し上げます。

次の質問に移らせていただきます。放射能の汚染問題についてお伺いいたします。

お母さん方がやはり一番心配されているのは、お子さんたちへの影響だということに思っております。特に、生後間もない、現在授乳中のお子さんを育てているお母さんたちにとりましては、自分の与えている母乳が果たして安全であるのかどうか、そういったことは大変深刻であるというふうに通じております。

そこでお伺いいたします。  
政府として、母乳の検査は、発災後三カ月で二回行ったと承知しておりますが、その際に検出された数値につきましても改めてお教えいただけますでしょうか。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

議員御指摘のとおり、これまで二回調査を行っております。四月三十日それから六月七日にそれぞれ公表しているところでございまして、

まず、四月下旬に行いました緊急調査でございまして、調査対象者二十三名中七名から放射性汚染素が微量検出されております。ただ、検出された放射性汚染素の数値は、一番高い方で沃素131が八・〇ベクレル・パー・キログラムでありまして、これは、牛乳や飲料水に準じた基準値が放射性汚染素につきましては百ベクレル・パー・キログラムでございまして、相当程度下回っていたところでございまして、

それから、厚生労働科学研究班が五月下旬から六月上旬にかけて百八名の方から大規模な母乳の調査を行っております。その結果、福島県民の七名の方から放射性セシウムが微量検出されました。

この調査で検出されました放射性セシウムは、一番高い方でセシウム134が六・四ベクレル・パー・キログラム、セシウム137が六・七ベクレル・パー・キログラムでございまして、これにつ

きまして、牛乳や飲料水に準じた基準値といひますのは二百ベクレル・パー・キログラムでありますから、相当程度下回っていたという結果でございますが、いずれにしましても、若干の数字が出たということでございます。

関係学会からは、通常の授乳期間、授乳を続けられても乳児への影響はないとの見解が示されておりまして、それも含めて私ども公表いたしてるところでございます。

○三宅委員 ありがとうございます。

どんな少ない数値であれ、お子さんを持つお母様方の心配は本当に尽きないと思います。調査の方もこれで終わらせることなく、引き続き、お母さんたちが心配しないで済む施策をお願い申し上げます。

では、次の質問に移ります。

私は、ふだん新聞などで事件報道などを見るたびに、服役した受刑者のお子さんにつきまして大変心配になります。服役した保護者が出所した際、例えば児童施設に預けられている子ども、里子に出されているお子さんの引き渡しというのはどうやって判断されているのか気になります。どういったスキームになっているのか、厚生労働省の方からお聞かせください。

○石井政府参考人 お答え申し上げます。

施設入所や里親委託の措置を解除し、お子さんを家庭復帰させるに当たりましては、まず、施設長あるいは里親の方の御意見を十分に聞くことが大切でございます。十分に聞いた上で、子どもの意向も聞いてみる。そういったようなことで、家庭環境などの実情を十分把握して、慎重に判断することとされております。

また、措置を解除した後も、保護者や主任児童委員などの地域の関係者と調整をし、必要な援助を行っている、こういうスキームになっております。

しかしながら、保護者が刑務所に収容されていた場合は、措置解除前からの保護者に対する指導を十分に行うことはできません。また、出所直後

の生活が不安定である場合が多いことから、特にこの措置解除の時期につきましては慎重な判断を行っているところでございます。

○三宅委員 ありがとうございます。大変慎重な対応をいただけているということ、安心いたしました。

では、次に、いじめの問題につきまして伺いたします。

私の地元であります群馬県の桐生市におきましても、十二歳の少女がみずからとうとい命を絶ちました。くしくも、一昨日の二十三日に一周忌を迎えたわけでございます。親御さんや御家族の皆様のお気持ちを考えますと大変胸が痛むわけでございますけれども、この事件は司法法の場に移っておりますのでこれ以上の言及は避けさせていただきます。

この群馬県の件にかかわらず、いじめなど学校内の出来事の原因とされる事件につきまして、親御さんが学校側の説明に納得していない、そういった例が多く見受けられます。これは、学校側の誠意に対するいわば不信感みたいなものがベールにあるのではないかと思うんですけれども、親御さんへの丁寧な説明等が肝要というふうに思います。

関係省庁として、いじめ問題の予防対策、また、起きた後の事後対策として、これまでどのような指導を行ってきたのか、また、今後どのように指導していかれるのかお聞かせください。

○徳久政府参考人 今委員御指摘の点でございますが、当然のことながら、いじめは決して許されないこととございます。ただ、どの学校でも、どの子にもいじめは起こり得るということでございます。

まして、やはり、いじめの問題の解消を図るということで、未然防止の取り組みと、いじめが発生した場合に、その兆候をいち早く把握し迅速に対応する、いわば早期発見、早期対応ということが重要であるということとございます。

このため、文部科学省といたしましては、このいじめ問題につきまして、一つは、まず、すべての学校において、いじめに関する子どもたちに対

するアンケート調査を行って、いじめの早期発見、早期対応に取り組んでくださいということ。また二つ目には、スクールカウンセラーの活用などによって学校における教育相談機能を充実して、児童生徒の悩みを積極的に受けとめていくことができるような、そういう体制を整備していただきたいということをお願いしてきてるところでございます。

また、いじめを背景とした、今、残念ながら桐生市の例がございましたけれども、そういう自殺の防止、これも非常に大事な件でございます。教員向けに、児童生徒の自殺の兆しや対応方策に関する基本的な事項を記載いたしました自殺予防マニュアルを作成いたしまして、これらを活用して教員の研修にも努めていこうとございます。

それから、今委員御指摘がございました、やはり、遺族の意向を丁寧に関き取りながら学校として丁寧に対応していくことが重要でございます。これにつきまして、今言いました資料等を通じまして、学校、教育委員会に指導してきているところでございます。

〔委員長退席、笹木委員長代理着席〕

○三宅委員 最後に、運輸大臣にお伺いしたいと思います。本日、これまで取り上げた問題は、いずれも青少年にまつわる、多くの省庁にまたがる問題であったわけでございます。青少年を担当される大臣として、この省庁の壁をぜひ越えて、大臣のリーダーシップで問題の解決を図っていただきたいというふうに思います。大臣の今後の取り組みについてお考えをお聞かせください。

○運輸国務大臣 三宅委員のきょうの質問を伺っております。まさに、不登校あるいはひきこもり、あるいはいじめ、あるいは乳児への薬物投与、本当に子どもたちを大切に社会全体として育てていかなければいけないときに、多岐にわたる問題がある種低年齢化しているということを改めて今痛感させられたところでございます。

各省庁から適切に答弁はいただきました。文科

省、厚労省、内閣府、まさにここが縦割りになってしまうと、せっかく事業であるとか予算を伴った施策を国が地方とともにやっていくときにも、結果がなかなか伴わないということになってしまいますので、この連携はまさに私の役割だと思っております。

御指摘いただいた事項、各府省とも今後とも連携をして、総合的にしっかりと反映できるような施策を推進していくための役割を果たしていきたいと思っております。

○三宅委員 蓮舫大臣、大変力強いお言葉、ありがとうございます。

以上で私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○笹木委員長代理 次に、山崎摩耶さん。

山崎摩耶でございます。民主党の一年ぶりにこの青少年委員会でまた仕事をさせていただきますことになりました。きょうは質問の機会をありがとうございます。

まずは蓮舫大臣、中塚副大臣、ちよつといらっしやらなくなりまして、園田政務官、御就任おめでとうございます。青少年の健全な育成のために、どうぞ御尽力いただきますようお願い申し上げます。

まず最初の質問は、被災地の子どもへのケア、支援についてお伺いをしたいというふうにしております。

私も民主党の一期生の女性議員、衆参二十八名で、子どもの未来を守る女性議員ネットワークというアクションをちよつとこの間起こさせていた。ただしまして、被災地三県に実際に入りまして、お子さんたちの復興にかけるいろいろな思いですとか意見ですとか、ふるさとを思われる、そんな言葉を、実際に子ども復興会議なるものを開きましたり、子育て支援サークルに参加させていたり、または短大生にミーティングをさせていただいたりということでアクションしてまいりました。